

第1回三重県環境審議会産業廃棄物条例部会 議事概要

1. 日時、場所等

日 時：平成31年3月26日（火） 13時から16時

場 所：吉田山会館 第206会議室

2 議事

(1) 産業廃棄物条例部会長の選任について

- 三重県環境審議会条例第7条第3項の規定に基づく部会長については、立候補、委員による推薦が無かったため、事務局から北見委員を推薦し、他委員により承認をもって北見委員を部会長として決定した。
- 三重県環境審議会条例第7条第5項の規定に基づく部会長の代理については、北見部会長から岩崎委員の推薦があり、了承が得られた。

(2) 三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の改正のあり方について

○意見・質疑 なし

(3) 産業廃棄物処理施設を設置する際の地域住民との合意形成手続の見直しについて

○委員からの主な意見は以下のとおり。

(論点1) 合意形成を図る方法の追加について

- 個別的合意形成手続に係る条例制定の立法事実として、個別的合意形成手続が既に定着して地域住民との合意形成が図られているということが挙げられているが、実際にこの制度を設けた時に、個別的合意形成手続を選択する事業者が一定程度いないと、条例制定の立法事実が無くなる。
- 合意形成手続として選択制はやむを得ないが、集团的合意形成手続は意見が出れば出るほど時間がかかるため、手続として課す以上はある程度の期間の目安を設ける必要がある。
- 集团的合意形成手続と個別的合意形成手続を選択できるようにする以上は、どちらの手続きをしても同じ結果が得られる必要があり、現要綱で一定数が賛成していれば良いということであれば、集团的合意手続においても同じように整理する必要がある。
- 集团的合意形成手続はアセスの手続きを同じ時期に行うことになるので、そこをどう整理するかという問題がある。

(論点5) 合意形成の判断について

- 合意形成手続における瑕疵や、そもそもの合意形成の有無について、許可を出した後に周辺住民から問題提起をされることもあり得るため、そのような場合の合意形成手続の位置づけについて整理が必要である。
- 第三者機関に諮問できる制度を設けること自体は良いことだと考える。

(論点6) 県の関与について

- 合意形成においては、行政職員が入った方がまとまりやすいという指摘もあり、もう少し県の役割があると考ええる。
- 県が最終的に判断する立場であるならば、第三者的な立場で立ち会った方が、言った言わないの紛争を無くす意味で、事業者、住民のどちらにとってもメリットになる。
- 全く生活環境保全に関係のない話であればおいておくということが良いと思うが、ある程度客観的に生活環境保全上の支障の有無を第三者機関の意見もふまえて明確にする必要があると考える。

(論点7) 条例の実効性の確保

- 事前の合意形成手続と廃掃法の許可について、それぞれの趣旨・目的を整理したうえで、解釈規定を置けるかどうかを判断すべきである。
- 最終的には廃掃法で適正な配慮がされているかどうかを判断するにあたって、事前の手続きの資料を判断材料とすることは良いと思われる。
- 勧告・公表の規定を設けることについて、実際にそれを行うタイミングや、何があった時にどのような事柄について公表するかについて整理が必要である。
- 実効性の確保をどうするか、どのような規定をいれるかという点についてある程度整理したうえで、そこに至る手続きを決めた方がよいと考える。
- 合意形成がなされていないという場合には、適正配慮要件が欠けているというような判断はありうると思うが、生活環境保全上の支障として適正配慮の条項とリンクさせるのであれば、もう少し県の関与の在り方についても併せて検討する必要がある。
- 許可要件を満たしているかどうかについて、県として情報収集するうえで集团的合意形成手続を利用するといった整理の仕方もありうる。
- 条例の実効性の確保が中心的な論点であり、これとの関係において県の関与やその他のクリアすべき論点があると思われる。